# 視察研修報告書

令和6年7月2日(火)から3日(水)まで、文教厚生常任委員会 視察研修のため、東京都板橋区・神奈川県川崎市での研修に参加しま したので、その内容について別紙(下記)のとおり報告いたします。

令和6年7月16日

職名:粕屋町議会文教厚生常任委員会

氏名: 古家昌和

報告事項 文教厚生常任委員会視察研修

# (1) 【研修内容の報告】

# 【板橋区】令和6年7月2日(火)14時00分~

■東京都板橋区 人口:577,183 人 世帯数:332,922 世帯(R6/7/1 現在)

#### 公立保育所のあり方検討について

- ■平成29年11月に「公立保育所のあり方について」を作成
- →公立保育所の9割以上が築30年以上を経過し、建物の老朽化が進行していく中、着実な保育環境の再整備を進めていく必要があった。「いたばしNo.1 実現プラン 2018」「行財政経営計画」や「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画」の方向性を踏まえ、計画的に改築・改修を進めながら、保育環境の再整備における民間活力の活用として、公立保育所の民営化の検討を進めていた。

また、公立保育所のあり方検討では、「板橋区基本構想」(平成 27 年 10 月 13 日議決)に掲げる「9つのまちづくりビジョン」の一つである「子育て安心」ビジョンの概ね 10 年後のあるべき姿の実現に向け、「板橋区基本計画 2025」や「板橋区次世代育成推進行動計画いたばし子ども未来応援宣言 2025」に位置づけられた施策を着実に推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために公立保育所がどのような役割を果たすべきかの検討を行っている。

# ■保育施設の設置状況

平成 29 年4月1日時点で、認可保育所は 116 園(分園を除く)を設置しており、その うち公立保育所が38園、私立保育所が78 園(公設民営2園含む)。

また、平成27年度にスタートした小規 模保育所は39園、事業所内保育所は5園、 家庭福祉員及びベビールームを含めると、 民間保育施設の設置数は 169 施設。

#### ■直近5年間の受入れ枠の整備状況



※受入れ枠の整備数は、当該年度の予算により整備した数を表しています。

## ■保育施設が取り組むべき重点的な課題と 10 年後の「あるべき姿」

- (1)子育て支援の充実
- (2)児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応
- (3)要支援児保育ニーズへの対応
- (4) 高まる保育需要への対応
- (5)保育所保育指針の改定を踏まえた"いたばしの保育"の具現化

#### ■板橋区基本構想

## 「子育て安心」ビジョン

#### 【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

板橋の宝である子どもたちを地域全体で育て、すべての子育て家庭を支えるた め、地域団体や事業者、企業、大学など恵まれた地域資源が連携し、子育てしや すい環境が整う中で、地域に見守られながら安心して子どもを産み育てることが でき、親子がともに成長しています。

男女を問わず、仕事と家庭の両立などライフスタイルに応じて子どもを育てる ことができ、ゆとりをもって生活を楽しむことができます。

子どもたちが安心して安全に過ごすことができる居場所が整っており、すくす くと未来を担う子どもたちが成長しています。

#### ■これからの公立保育所の役割

公立保育所が地域の保育施設間のネットワーク の中心を担い、子育て支援の充実による地域の 子育て力を向上させ、「いたばしの保育」をリー ドし保育内容を充実させることで、未来を担う 子どもたちの健やかな成長を支えていく。

中でも、私立保育所への情報提供と連携、全ての 保育士への数多くのプッシュ型研修制度も取り 入れ、保育士のスキル向上の取り組みが実践さ れている。

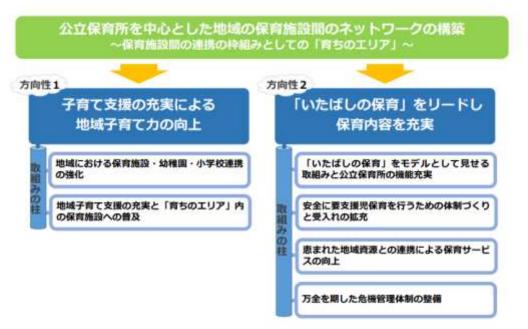
#### ■「公立保育所を中心とした地域の保育施設師のネットワーク」のめざす姿



#### →取組みの方向性1

公立保育所の役割を果たしていくため、公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築。ネットワークを構築することで、保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成させ、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取組みを行っていこととした。

地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして『育ちのエリア』を設定。この『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを基盤として、「子育て支援の充実による地域子育て力の向上」や「いたばしの保育をリードし保育内容を充実」の2つの方向性と、それを支える6つの柱について、様々な取組みを行う。



#### →取組みの方向性2

児童相談所機能を含む「子ども家庭総合支援センター」の設置を契機として、住民に身近な 自治体である特別区が、その強みである「地域とのつながり」を生かし、児童虐待への対応や 障がい等により支援を必要とする児童への対応を含めた切れ目のない子育て支援を実現する ためには、地域内でのつながりをネットワーク化し、そのネットワーク内での強い連携体制を 構築する必要がある。

板橋区子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設及び地域型保育事業の提供区域と して、区内5地域を単位として設定している。

保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成し、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取組みを行っていくためには、子どもの育ちの連続性を意識した既存のつながりやネットワークを生かした地域設定が必要となる。

そこで、既に保幼小中連携教育の枠組みとして、区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア」を基本に、「学びのエリア」を構成する小学校学区域も勘案しながら、保育所を卒園する子どもたちが、その地域で健やかに成長していけるよう、より地域単位でつながりを生みやすい保育施設間の連携の枠組みとして『育ちのエリア』を設定する。

『育ちのエリア』における公立保育所を中心とした保育施設間のネットワークを基盤として、 小学校への円滑な接続、ネットワーク内での情報や保育ノウハウの共有及び支援体制を構築し、 地域全体として、子育て支援の充実による地域の子育て力の向上や「いたばしの保育」をリー ドし保育内容を充実させている。

令和3年に「子ども家庭総合支援センター」の設置。切れ目のない子育て支援体制の再構築を進めており、「公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークの構築」についても、整合を図りながら進めている。

#### 【『育ちのエリア』の設定の考え方】

- ① 保幼小中連携教育の枠組みとして区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア」を基本に、「学びのエリア」を構成する小中学校学区域や既に行われている保育施設と小学校との連携の実施状況を勘案しながら、地域の保育施設間のネットワークを構築する『育ちのエリア』を設定する。
- ②『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークが円滑に機能するよう、『育ちのエリア』内の民間保育施設の配置状況など、公立保育所が交流・連携の要として担う業務量から適正な範囲を検討し、『育ちのエリア』を設定する。
- ③『育ちのエリア』と「学びのエリア」が連続した関係となるよう、公立保育所の民営化や統 廃合等により配置状況が変化した場合や、小中学校学区域などに変更が生じた場合は、随時、 『育ちのエリア』の見直しを行う。

#### ■『育ちのエリア』の設定を踏まえた公立保育所整備の今後の方向性

『育ちのエリア』の設定及び『育ちのエリア』ごとの公立保育所の配置については、今後の改築や長寿命化のための改修等の施設整備を踏まえて検討が必要。そのため、「『公共施設等の整備に関するマスタープラン』に基づく個別整備計画」との整合を図り、施設の複合化や集約化などの様々な条件を勘案しながら、公立保育所の配置や改築・改修の計画、民営化の具体的な進め方をまとめることとした。

#### ■公立保育所の民営化

板橋区では、平成 16年1月に「経営刷新計画」を策定し、抜本的な行財政の構造改革に取り組んでいる。この「経営刷新計画」の基本的視点の一つが"公共サービスの民間開放"で、この視点に基づき平成 16年8月に「板橋区立保育園の民営化基本方針」を策定し、平成 18年度には赤塚六丁目保育園の民営化。これを皮切りに、平成 19年度に加賀保育園、平成 20年度に高島平かえで保育園の民営化を行い、平成 28年4月までに8園の民営化を進めてきた。

#### ■民営化の意義

- ①民間活力を生かした施設の建替えと独自のノウハウによる保育運営により、快適でより 良い保育環境を確保することができる。
- ②待機児童の状況に応じた定員の設定や整備が迅速にでき、保育需要に対して柔軟に対応できる。
- ③地域の実情に応じたニーズに即応し、多様な保育サービスの拡充を図ることができる。
- ④私立保育所への移行による建設費及び運営費等、区の財政負担の軽減を図りながら保育 施策を推進できる。

#### ■まとめ

平成 29 年に策定された「板橋区公立保育所のあり方について」の中で、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した、保育所間の連携の枠組みを「育ちのエリア」と設定されている。公立保育所を中心に地域の保育施設間のネットワークをの要を担い、保育士対象のプッシュ型研修も交え、子育て支援の充実と子育て力を向上させながら、地域保育を支えている。しかしながら、コロナ禍や保育に関する国の指針に大幅な変更もあり、新たに計画を見直すべきと判断。本年 2 月に今後の指針となる「板橋区保育所施設のあり方検討に向けた方向性について」が決定し、今、正に新たな「あり方」の検討されています。

# 【神奈川県 川崎市】令和6年7月3日(水)10時00分~

- ※※子育て総合支援センターおおしま
- ■神奈川県 川崎市 人口:1,551,320 人 世帯数:782,945 世帯(R6/7/1 現在)

## 「新たな公立保育所」のあり方基本方針

平成 24 年に策定された「新たな公立保育所」のあり方基本方針は「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づき、「第 2 期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」(H23)「認可保育所の運営は民間による運営を基本とする」に従い、公立保育所の民営化及び、民間保育所の整備の推進にを進めてきた。川崎市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育サービスの質の確保が緊急の課題となっている。

「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」では、「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築が位置付けられ、本市が直接運営を行っている公立保育所の再構築を行い、既存の公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として機能を強化し、新たに位置づけ各区に設置し、地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援を図っている。また、「新たな公立保育所」が公的機関でしか担えない役割を担い、本市保育施策推進の中心となることで、「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」で掲げている"子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき"の実現に向けた大きな一歩となることを目指している。

## ■「『新たな公立保育所』のあり方基本方針」

- ・地域における子ども・子育て支援
- ・民間保育所の運営に対する支援
- ・区を基本とした一定のエリアごとに設置
- ・既存の公立保育所については民営化を推進

#### ■「新たな公立保育所」の3つの機能

- ・「地域の子ども・子育て支援」の機能
- ・「民間保育所等への支援」の機能
- ・「公・民保育所等人材育成」の機能

# POINT!



# ■公立保育所の体制

- ・(センター園 1 カ所+ブランチ園 2 カ所)×7区 合計 21 カ所設置
- ・7 区区役所:「保育総合支援担当」設置 公立保育所と連携し事業を推進
- ※公立保育所:平成元年89 園 ⇒ 令和3年21 園

#### ■川崎市保育・子育て総合支援センター条例の制定(R元)

「川崎市子どもの未来応援プラン」(H27~)の推進

- ・手本になるべき先駆的な保育所機能
- ・子育てに関する専門的支援、地域人材の育成、情報発信等の地域子育て支援機能
- ⇒一体となった「保育と子育ての拠点化」が必要

#### ■「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(H30~)

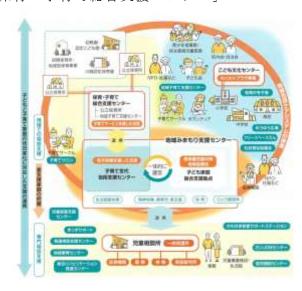
・大島保育園、中原保育園の建替えに伴い、「保育・子育て総合支援センター」へ

# 第2期 川崎市子ども・若者の未来応援プラン



- ・少子高齢化の進行
- 人口減少への転換
- 価値観の多様化
- ・子ども・若者が抱える課題の 複雑化、深刻化

地域社会全体で子育て家庭を支援する必要



視点 1→子どもの権利の尊重

視点 2→地域社会全体で子ども・子育てを支える

視点 3→子ども・若者のすこやかな 成長・自立に向けた切れ目 のない支援を行う

視点 4→すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やか に支援する

# ■まとめ

11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と制定し、子どもの権利に関する行動計画を広く市民に周知する活動が徹底されています。平成24年に「『新たな公立保育所』のあり方基本方針」を策定、「保育・子育て総合支援センターおおしま」を中心に、公立保育所3園があるべき姿(考え方)を共有し、私立保育所への定期巡回訪問による顔が見える関係づくりと、出前講座なども研修支援も充実し、理想的な官民連携が行われていました。また、地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門相談支援機関との連携も整い、子育て家庭の状況変化に対応した、切れ目のない支援の連携が確立されていました。

# (2)粕屋町の状況

老朽化した町立中央保育所の建て替えについて、平成30年3月から民営化ありきではない「町立保育所の建替えに関する特別委員会」を設置し、調査・検討を行ってきた。 結果、令和5年12月に粕屋町の子育ての拠点として期待される定員120名の町立保育所として工事が竣工し、他2園を含む3園が町立保育所として現在稼働中である。

平成30年11月16日には竣工後、町内保育所連携の要となる機能的を備えた施設となるよう、議会から町へ提言書「老朽化した町立保育所の建替えについて一保育・子育で支援センター構築の視点から一」を提出。その後、状況の変化により改定の必要性が出たため、特別委員会、全員協議会の調査・検討を経て、改訂版を令和元年11月11日に再度提出。

## ●「町立保育所の建て替えに関する提言書(改訂版)」の提言内容

新たな町立保育所の役割・・・・「保育・子育て支援センター」の構築 「保育・子育て支援センター」は以下の機能を持つことを期待し、下記の①~⑥を提言。

- ①公的機関・行政との連携拠点としての役割を果たし、町内の子育て支援・連携を行う。 (町内保育所連携の要となる)。
- ②保育士の確保と人材育成の拠点となる。保育力のレベルアップと現場の把握、環境の変化 に対応した保育のあり方について研究を行う。(保育士研修拠点)
- ③障がいなど個別に支援を必要とする子どもに、適切な発達支援及び援助のあり方を研究し、 困難事例に対応する。
- ④小規模保育所などへの支援拠点となる。
- ⑤子育て世代への総合的な支援を行う。
- ⑥セーフティネットとしての役割を持つ。(緊急時・災害時に受け入れ可能となる体制) 上記中、特に①・②・④についての機能強化が不十分であると考える。

# (3)課題と対策、町への活用等

-以下余白-

板橋区では、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育所間の連携の枠組み「育ちのエリア」の考え方が非常に合理的であり、円滑な連携のための機能的な枠組みだと感じました。しかしながら、当町の場合、町面積が狭小なため、1エリアで十分対応できると考えられます。特筆すべきは、コロナ禍や子ども家庭庁の設置、保育に関する国の指針の大幅な変更を転換点と捉え、計画見直しを急いだ点です。本年2月には、今後の指針となる「板橋区保育所施設のあり方検討に向けた方向性について」が完成しており、既に新たな「あり方」の検討が行われていた。

また、川崎市では「かわさき子どもの権利の日」(11月20日)を制定し、子どもの権利に関する行動計画を広く市民に周知する活動が徹底されており、地域はもちろん、保護者や子ども自身に対しても行き届いた周知と啓発が行われていました。職員においても、個々の意識の高さがうかがえました。「『新たな公立保育所』のあり方基本方針」の策定後、公立保育所3園のあるべき姿(考え方)の共有が十分に図られていました。特に、「保育・子育て総合支援センターおおしま」を中心とした私立保育所への定期巡回訪問による顔が見える関係づくりや出前講座などの研修支援も充実し、理想的な官民連携が行われていました。

このような関係性が保たれているのは、平成 24 年以前の公立保育所の数が多く、私立保育所が少なかった時代の良好な関係性が現在も続いており、その信頼関係が官民連携を十分に発揮させているとの説明がありました。それら成果として、地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門相談支援機関との連携も円滑に行われ、子育て家庭の様々な状況変化に対応した切れ目のない支援の連携が確立されていました。

コロナ禍で変化した保育環境と保育に関する新たな国の指針を見極め、今一度立ち止まって 考え直すことの必要性を感じた視察でした。町内のすべての保育士同士の交流とスキルアップ をはじめ、保育所と関係機関が情報共有し、円滑な連携が行える仕組みを構築し、切れ目のな い子育て支援が行える環境整備が望まれます。

保育士確保が難しい時代にあって両自治体とも、様々な改善を重ねしっかりと確保ができていることも含め、職員の意欲と意識の向上が図られていた。官・民が連携するエリアと信頼関係の構築には連携方針の整備が最も重要であること痛感した。提言書①・②・④を実現するためには、コロナ禍以前に定めた計画や提言について、必ず遂行することを目的とせず、今一度立ち止まって再考することの必要性を感じ、新たな視点を得るための貴重な視察となった。